

平成28年 8 月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年 8 月 8 日（月） 13時30分より
場 所 町民センター 1階 研修室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：13名 欠席：0名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	松 丸	山口 尊	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡前	毛利 彰男	出席
	4	—	長谷 信昭	出席
	5	上家地	村田 和宏	出席
	6	延野々	谷中 邦喜	出席
	7	目 黒	河野 繁禧	出席
	8	—	松比良八重子	出席
	9	奥野川	品田 壽和	出席
	10	豊岡後	関本 五郎	出席
	11	富 岡	加賀田幸二	出席
	12	吉 野	太田 善英	出席
	13	蕨 生	岡本 博	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小林 健一	出席
	藤藪 守	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	酒井 茂	欠席
	金谷 純一	欠席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長 友岡 純
農業委員会事務局次長 中井 和彦
農業委員会事務局主査 赤松 和昭

4. 議長選出他

議長 山口 尊
会議録署名委員 村田 和宏
谷中 邦喜

会議書記 赤松 和昭

5. 閉会の日時

平成28年8月8日（月）14時10分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

7. 会議の概要

友岡事務局長

定刻となりましたので只今から松野町農業委員会定例総会を開催させていただきます。まず山口会長よりご挨拶を申し上げます。

山口会長

皆さんこんにちは。大変猛暑が続いている中、水稻の方ではまだ若干青みがかっている稲が見受けられるところも多い中、一部の地区ではもう刈ってもよくなっているとかという声も耳にするような時期となりました。品質についてはまだ聞き及んでおりませんが、新米が食卓に並ぶ季節になりました。今年はちょっと早いなという感じで、盆頃には稲刈りの最中というような事になるかなと思ったりもしていますが、体調管理には万全を期していただいて豊作であるようにと心からお祈りしたいと思っております。

先月は案件がなかったものですから休会にいたしました。しかしながら、これからは案件がなくても農業の情報を共有したり、問題提起をしたりすることも重要な役割でもあると思われるので、今後は案件がない時でも開会するという事も考えていかなければならないとも考えており

ます。そのような事を言いますのも、西予市と松野町は愛媛県で農業委員会法が改正されて初めての試みの運営をしているのはご承知のとおりであります。合併をしていないため、以前の体制が継続できている松野町においては比較的新体制への移行が行いやすかったという意見も事実であるとも思います。合併の是非はこれから先、将来が決めることであろうと思うのですが、法律が改正されて委員会組織とか運営組織がそれに伴って移行する時には、小さい行政体の方が順応しやすいということは感じております。先進地として先般は四国中央市の方から視察研修に来ていただきました。対称的に西予市は旧5町が一緒になって面積も一番大きい市ということで代弁者の声が届きにくいといった懸念の声が上がっているのもまた事実ではないかと思っております。南は大野ヶ原、北に行くと三瓶のほうと愛媛県の広い面積を占めております。また過疎が進んでいる地区もあるということで広域合併をして広くなったところはなかなか新体制へ移行するのに苦慮したという話を聞き及んでおります。対称的な自治体の新体制への移行ということで県下の他の農業委員会からも注視していただいております。当然、西予市では毎月多くの案件が出ているようです。松野町は規模が小さい分毎月の案件は少なくなっております。しかしながら、逆に責任は重たいかなという事も角度を変えれば言えることではないかと思っております。

そういった中で、今日は農業委員会さん全員がお揃いということは新体制に移行してから初めてではないかなと思っております。猛暑の中にも関わりませずご案内をさせていただきましたところ、全員ご出席の中で定例総会を運営が出来る事を大変ありがたく思っております。今後とも皆さんのご健勝とご活躍を祈念させていただきます。今日の委員会が円滑に進みます事をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは早速、議事録署名委員さんの指名をさせていただきます。議事録署名委員さんには5番村田和宏さん、6番谷中邦喜さんをお願いしたいと思います。

報告事項に入ります。事務局から何かありますか。

赤松主査

※赤松主査より 3 点の報告事項。

山口会長

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。担当委員である河野委員に説明を求めます。

河野委員

資料の 4 ページをお開きください。所有権移転、売買の申請が出ております。譲受人は宇和島市三間町宮ノ下〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、譲渡人は宇和島市柿原〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、申請地は目黒〇〇〇番、畑、面積 177 m²、目黒〇〇〇番、畑、86 m²、目黒〇〇〇番、田、675 m²、目黒〇〇〇番、田、200 m²、目黒〇〇〇番、畑、1,089 m²、目黒〇〇〇番、田、742 m²、目黒〇〇〇番、田 2,165 m²、目黒〇〇〇番、田、500 m²、目黒〇〇〇番、畑、368 m²、目黒〇〇〇番、畑、5,389 m²、目黒〇〇〇番、畑、62 m²、合計で田が 4,282 m²、畑が 7,171 m²でございます。位置図等につきましては 6 ページから 8 ページに掲載してありますのでお目通しください。農地法の 3 条の第 2 項第 1 号から 7 号までの不許可要件にはそれぞれ該当しないことを申し添えます。以上です。

山口会長

説明が終わりましたが、ご意見等ございませつか。無いようですが、原案の通りご承認いただけますか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは承認いたします。続きまして、受付番号 4 番の案件につきまして、担当委員である加賀田委員に説明を求めます。

加賀田委員

申請者でございますが譲受人は松野町富岡〇〇〇番地の〇〇〇〇さ

ん、譲渡人は神奈川県茅ヶ崎市鶴が台〇〇〇番地の〇〇〇〇さんでござ
います。

申請地は富岡〇〇〇番、畑、348 m²、富岡〇〇〇番、畑、10 m²、富岡
〇〇〇番、畑、180 m²、富岡〇〇〇番、畑、217 m²で合計が畑、755 m²で
ございます。周辺との関係でございますが所有権を移転後も畑として利
用する予定であり、周辺農地への悪影響を及ぼすことはないと考え、周
辺地域へ迷惑をかけないように、草刈り等農地管理を行い、農薬の使用等
については地域の防除基準に従うとのことでございます。第3条の第2
項第1号から第7号の不許可要件にはすべて該当していないことをご報
告させていただきたいと思えます。

山口会長

説明が終わりましたが、ご意見等ございませつか。無いようですが、
原案の通りご承認いただけますか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは承認決定をさせていただきます。引き続きまして議案第2号
「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。説明を求めます。

赤松主査

はい。資料11ページをお開き下さい。受付番号1番、申請地松丸〇
〇〇番、畑、面積120 m²、利用状況普通畑、用途自己住宅、図につきま
しては13ページをご参照下さい。一体利用地といたしまして松丸〇〇
〇番地、宅地、143 m²、自己住宅、松丸〇〇〇番地、宅地、76.5 m²、自
己住宅、申請者といたしまして譲受人は北宇和郡松野町松丸〇〇〇番地
の〇〇〇〇さん、譲渡人が宇和島市寄松乙〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、
転用の事由といたしまして譲受人は、隣接する宅地及び建物を購入し、
居宅として使用すると共に、申請地を物干し場及び倉庫として使用した
い。譲渡人は、譲受人の要請を受容し譲り渡したい。転用申請農地等の

詳細といたしまして当該農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い未整備農地であり、第2種農地に該当し、転用許可やむを得ない案件と思われます。以上で説明を終わります。

山口会長

説明が終わりましたが、ご意見等ございませんか。無いようですが、原案の通りご承認いただけますか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは承認決定をさせていただきます。続いて、受付番号2番の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

赤松主査

続きまして12ページをお開き下さい。受付番号2番、申請地、吉野〇〇〇番、地目は畑、面積は3,607㎡、利用状況は普通畑、用途は太陽光発電施設、図につきましては14ページをご参照ください。申請者は譲受人が福岡県北九州市小倉南区〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人が北宇和郡松野町大字吉野〇〇〇番地〇〇〇〇さん、転用の事由といたしまして、譲受人は建設事業を営んでいたが、事業拡大のため太陽光発電事業を開始した。松野町では太陽光発電施設設置の事業実績があり、日照条件も良く災害が少ない松野町で適地を探していた。今回の事業に必要な面積を要し、南向きで日照条件の要件も満たしている申請地を譲り受けたい。譲渡人は、譲受人の要望により譲り渡したい。転用申請農地等の詳細といたしまして当該農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い未整備農地であり、第2種農地に該当し、転用許可やむを得ない案件と思われます。以上で説明を終わります。

山口会長

説明がなされましたがご意見等ございませんか。無いようでしたら原案の通りご承認いただけますか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

山口会長

それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請を許可したいと思います。続きましてその他で委員さんないですか。

委員さんからも提案等もないようですのでこの辺で閉じたいと思います。大変ご協力ありがとうございました。